

第4回 総会議事録

1 開催の日時 令和2年10月29日(木)午後2時00分～午後2時55分

2 開催の場所 島根県民会館3階 303会議室

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第26号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第27号 農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について

議 第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第29号 松江市農用地利用集積計画の決定について

報告第7号 会長専決処分の報告

報告第8号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員(15名) 欠席委員(4名)

1番 石倉 由美子 (出)	2番 足立 裕子 (出)	3番 勝田 達雄 (出)
4番 宮廻 彰夫 (出)	5番 渡部 文明 (出)	6番 吉岡 幸雄 (出)
7番 角田 正紀 (出)	8番 古藤 一郎 (出)	9番 岸本 定朝 (出)
10番 角 智則 (出)	11番 青砥 芳美 (出)	<u>12番 磯部 美津子 (欠)</u>
<u>13番 吉岡 雅裕 (欠)</u>	14番 松本 喜次 (出)	<u>15番 永江 りえ (欠)</u>
<u>16番 矢野 秀行 (欠)</u>	17番 富士本 数彦 (出)	18番 高橋 裕典 (出)
19番 三島 進 (出)		

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	大谷 敦夫	農地係主事	伊藤 謙
農地係長	野津 慎一		
農地係主幹	森田 稔		
農地係副主任	高尾 祥和		

6 会議内容

議長
(三島会長)

定刻になりました。それでは、ただ今から第4回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は、12番委員、13番委員、15番委員、16番委員から提出されています。委員定数19名のうち、15名の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。7番委員、8番委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の森田主幹と伊藤主事にお願いします。それでは、議事に入りたいと思いますが、初めに事務局から、議案の差し替えについて、説明があるようです。事務局、説明願います。

事務局

それでは、議事の前に議案の差し替えをさせていただきます。議第28号、農地法第5条許可の番号56番について、取下げがされた為、番号を一つずつ繰り上げとさせていただきます。差し替え後の議第28号をお配りいたしますので、こちらでご審議をお願いいたします。

議長

事務局から、議案の差し替えの説明がありました。委員の皆様におかれましては、そのようお願いします。

そうしますと、議事に入ります。議第25号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議第25号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案の1ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は3件4筆で、所有権移転案件が3件です。

それでは、35番の案件についてご説明いたします。申請は、乃白町の田2筆を贈与されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、家庭の事情によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、家庭の事情によるものです。受け人の世帯は、トラクター、耕うん機、コンバイン等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、36番の案件についてご説明いたします。申請は、宍道町上来待の田1筆を贈与されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模の拡大を図るためです。受け人の世帯は、トラクター、管理機、田植機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、37番の案件についてご説明いたします。申請は、八束町入江の畑1筆を売買されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、隣接する自作地と一体とした耕作が見込めるためです。受け人の世帯は、トラクター、軽トラック、運搬車等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、本案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程よろしく願います。

議長

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

6番委員

いずれの案件についても、事務局から説明のあった通り、許可相当であると判断いたしました。

議	長	<p>これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第25号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第25号は原案のとおり許可することに決めます。</p> <p>次に議第26号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事	務	<p>それでは、議第26号、今月の農地法第4条の許可申請について説明いたします。</p> <p>始めに、4条14番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は荘成町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担もなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は農業用倉庫です。転用面積は251㎡、所要面積も同様の251㎡です。事業計画ですが、申請地を昭和49年頃から農業用倉庫として使用していたもので、追認案件となることから始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはそれぞれご覧のとおりです。</p> <p>次に、4条の15番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は長海町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担もなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、墓地です。転用面積は10㎡、所要面積も同様の10㎡です。事業計画ですが、申請地を整備し山中にある墓地を移設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に、4条の16番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町名分の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、過去土地改良事業が実施されているため第1種農地となります。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、敷地拡張です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号で集落接続に該当します。転用面積は593㎡、所要面積も同様の593㎡です。事業計画ですが、平成17年頃から申請地を整備し、自宅の敷地として使用していたもので、追認案件となることから始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に、4条の17番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町名分の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、過去土地改良事業が実施されているため第1種農地となります。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、農業用倉庫等の設置です。許可該当条項は、農地法施行令条4条第1項第2号イで第1種農地で農業用施設を建設する場合に該当します。転用面積は431㎡、所要面積も同様の431㎡です。事業計画ですが、平成17年頃から申請地を整備し、農業用倉庫等の敷地として使用していたもので、追認案件となることから始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に、4条の18番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町佐陀本郷の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分</p>

事 務 局	<p>は、10ha以上の連担もなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、農業用倉庫等の設置です。転用面積は312㎡、所要面積も同様の312㎡です。事業計画ですが、昭和60年頃から申請地を整備し、農業用倉庫等の敷地として使用していたもので、追認案件となることから始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に、4条の19番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町佐陀本郷の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担もなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、墓地及び進入路です。転用面積は45.98㎡、所要面積も同様の45.98㎡です。事業計画ですが、申請地を整備し墓地及び進入路として整備するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>以上、上程いたしました、4条6件については、農地法第4条第6項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。</p>
議 6 番 委 員	<p>長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。</p> <p>長 いずれの案件についても、事務局から説明のあった通り、許可相当であると判断いたしました。</p>
議	<p>長 これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議	<p>長 ないようでございますので、採決いたします。</p> <p>はじめに、議第26号のうち、番号16番、17番以外は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第26号のうち、番号16番、17番以外の案件について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	<p>長 ご異議なしということですので、議第26号のうち、番号16番、17番以外の案件については、原案のとおり許可することに決めます。</p> <p>次に、議第26号のうち、番号16番、17番は、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる案件でございます。議第26号のうち、番号16番、17番の案件については、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	<p>長 ご異議なしということですので、議第26号のうち、番号16番、17番の案件については、原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。</p> <p>次に議第27号「農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について」を上程します。</p> <p>なお、番号2番は、議第28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号55番と関連する案件でございます。よって、議第28号の番号55番と併せて審議したいと存じますが、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	<p>長 ご異議なしということですので、番号2番と議第28号の番号55番を併せて審議します。事務局はそうように説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議第27号、農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申</p>

事務局 請についてと議第28号農地法第5条の許可申請の番号55番についてを説明いたします。議案の5ページと併せて農地転用説明資料の5条の55番のページをご覧ください。

それでは、初めに事業計画変更2番について説明いたします。本案件は、平成2年12月4日付で分家住宅の目的で、5条許可を得て所有権移転まで完了していましたが、家庭の事情により転用目的が未達成で現在に至っております。今般、この土地を購入して建売住宅を建設したいという法人が現れたため、事業計画変更が提出されたものです。次に5条55番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は下東川津町の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担もなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、建売住宅です。転用面積は500㎡、所要面積は実測の500.01㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し建売住宅2棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に事業計画変更の3番について説明します。本案件は令和2年6月に農地転用の許可がでたものですが、当初の計画では倉庫とそれに併設する形で事務所も建築する予定でしたが、今回事務所の建築はとりやめ、倉庫のみの計画になった為事業計画変更の申請があったものです。事業計画変更に伴い、建築面積が1,613.20㎡から1,358.33㎡に減少し、事務所をとりやめたことで汚水の発生もなくなりました。

議長 これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議長 (なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。

議長 議第27号と、議第28号の番号55番は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第27号は、原案のとおり承認することとし、議第28号の番号55番は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第27号は原案のとおり承認することに、議第28号の番号55番は、原案のとおり許可することに決めます。

次に議第28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち、番号55番を除いた案件を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議第28号、今月の農地法第5条の許可申請について説明いたします。

初めに5条56番について説明いたします。本案件は、令和2年6月総会に上程し許可相当となったものの、開発の許可待ちの為農地転用の許可書は交付しておりませんでした。開発許可の審査中に申請地の地番と地籍の錯誤がみられ、6月に上程をした案件を取り下げて再度地番と地籍を訂正したもので申請が出されたものです。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は大庭町の3筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の連担もなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、建売住宅です。転用面積は1,127㎡、所要面積は地図の斜線の農地以外を含んだ1,623.86㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し建売住宅4棟を建築するものです。事業の

詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条57番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は穴道町東来待の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他区域です。農地区分は、10ha以上の連担もなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、駐車場です。転用面積は71㎡、所要面積も同様の71㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し駐車場として使用するものです。なお、地図の斜線部分は譲渡人所有の畑ですが、駐車場の造成工事に併せて形状変更をするもので、すでに形状変更の届け出が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条58番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八束町二子の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担もなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが令和2年5月26日付で農振除外済みです。転用目的は、分家住宅です。転用面積は255㎡、所要面積も同様の255㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し分家住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条59番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八束町遅江の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担もなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが平成26年6月18日付で農振除外済みです。転用目的は、貸し医療関係事務所の建築です。転用面積は463㎡、所要面積も同様の463㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し医療関係事務所1棟を建築し譲受人が代表を務める医療・保険関係の法人に貸し出すものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条60番について説明します。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八束町江島の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担もなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが令和2年5月26日付で農振除外済みです。転用目的は、分家住宅です。転用面積は479㎡、所要面積も同様の479㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し分家住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

最後に5条61番について説明します。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東生馬町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担もなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、駐車場です。転用面積は155㎡、所要面積も同様の155㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し自宅の来客用の駐車場として整備するものですが、すでに砂利等を敷き整備してあり追認案件となることから始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程いたしました、5条6件については、農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

議	長	説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
		(なしの声)
議	長	ないようでございますので、採決いたします。議第29号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第29号は、原案のとおり決定することに決します。
議	長	次に、報告に入ります。報告第7号「会長専決処分の報告」、報告第8号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。
事	務	(報告)
局	長	報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。
議		以上で議事を終了しましたので、第4回松江市農業委員会総会を閉会いたします。